

矢板市緊急通報装置貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）が、家庭において急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り安心して生活できるよう、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与し、福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市とする。

(事業の委託)

第3条 事業は、貸与等の決定を除き、事業の運営を適正に行うことができると認められる民間事業者に委託して行うことができるものとする。

(貸与対象者)

第4条 緊急通報装置の貸与対象者は、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者（身障手帳1・2級）
- (3) その他市長が特に必要があると認めた者

(貸与申請等)

第5条 緊急通報装置の貸与を受けようとする者は、緊急通報装置貸与申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、担当民生委員の意見を聴く等必要な調査を行い、貸与の適否を決定しなければならない。

(費用)

第6条 緊急通報装置設置及び維持管理にかかる経費は、全額公費負担とする。ただし、装置又は装置付属品等、受給者の過失により紛失、故障したものの修繕等に関する費用については、全額受給者が負担する。

(台帳の整備)

第7条 市長は、緊急通報装置貸与の状況等を明確にしておくため、緊急通報装置貸与台帳（別記様式第2号）を整備しておかなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。